

令和6年度当初予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
土地改良施設維持管理適正化事業費	農村整備課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
480	令和7年度～10年度					480

【事業の目的】

土地改良区等が土地改良施設を適切に整備補修するための拠出金の一部を補助することで、施設の老朽化による維持管理の負担増を軽減し、農業生産基盤の継続的な有効利用を図る。

【事業の内容】

〈本事業の仕組み〉

- ・改良区は総事業費の30%を5年間均等に拠出し、国補助金30%と県補助金30%を合わせた90%を全国土地改良事業団体連合会が土地改良施設維持管理適正化資金として造成する。
- ・この適正化資金と改良区が総事業費の10%を自己負担し事業実施する。

実施主体 大井手土地改良区

事業年度 令和6年～令和10年度

総事業費 3,000千円（5年間）

事業内容 倭文水路 水路補修、水路フェンス整備補修 L=300m

本年度事業費 土地改良区拠出金900千円/5年×市補助率2/3=120千円

【これまでの関連する取組】

なし

【今後の取組】

土地改良区が総事業費の30%を令和6年度から5年均等で全国土地改良事業団体連合会に拠出するため、その額の2/3を5年均等で補助する。